

船橋都市計画用途地域の変更（船橋市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	建築物 の高さ の限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 468 ha	8/10以下	4/10以下	10m	
	約 1,255 ha	10/10以下	5/10以下	10m	
	約 47 ha	15/10以下	5/10以下	10m	
小 計	約 1,770 ha				
第一種中高層住居専用地域	約 1,274 ha	20/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 1,274 ha				
第二種中高層住居専用地域	約 13 ha	20/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 13 ha				
第一種住居地域	約 970 ha	20/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 970 ha				
第二種住居地域	約 175 ha	20/10以下	6/10以下	—	
	約 19 ha	30/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 194 ha				
準住居地域	約 79 ha	20/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 79 ha				
近隣商業地域	約 57 ha	20/10以下	8/10以下	—	
	約 50 ha	30/10以下	8/10以下	—	
小 計	約 107 ha				
商業地域	約 265 ha	40/10以下	—	—	
	約 1.4 ha	50/10以下	—	—	
	約 17 ha	60/10以下	—	—	
	約 1.4 ha	70/10以下	—	—	
	約 1.4 ha	80/10以下	—	—	
小 計	約 286 ha				
準工業地域	約 206 ha	20/10以下	6/10以下	—	
	約 111 ha	30/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 317 ha				
工業地域	約 193 ha	20/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 193 ha				
工業専用地域	約 138 ha	20/10以下	5/10以下	—	
	約 210 ha	20/10以下	6/10以下	—	
小 計	約 348 ha				
合 計	約 5,551 ha				

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

〔理 由〕

船橋市の南西部に位置する山手地区は、工業地域が形成されてきたものの、近年工業地からの土地利用転換が進行している地区である。本変更は、工業地から住宅地等への土地利用転換が行われる区域、また既に商業地へ土地利用転換がなされ、今後も地区拠点商業地として商業機能の維持を図る区域について、適正かつ合理的な用途地域に変更するものである。